

(国民生活・経済及び地方に関する調査会)

国民生活・経済及び地方に関する調査報告要旨

本調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第二百十回国会の令和四年十月三日に設置され、三年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定した。一年目は、調査テーマのうち「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について、二年目は、「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」について、それぞれ調査を行った。

三年目は、「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について調査を行うこととし、「希望が持てる雇用・労働環境の整備」、「希望が持てる地域社会の実現」及び「誰も取り残さないための支援」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行い、委員間の意見交換を行った。続いて、あらゆる世代、特に就職氷河期世代等への切れ目のない支援の実施、地域公共交通における官民の役割分担の見直し、障がい者の政策審議の場への参画促進等を内容とする「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議」を行った後、これまでの調査を、四つの柱から成る提言を含む調査報告書として取りまとめ、令和七年六月四日、議長に提出した。

提言の主な内容は次のとおりである。

一 雇用・労働環境の改善

男女間の賃金格差等の是正、継続就業のための労働環境の整備、男性の育児休業取得の促進、過重労働対策の推進等について提言を行った。

二 地域社会の活性化及び再生

地域公共交通の在り方の見直し、地域経済の活性化、地域コミュニティの再生、地域におけるエッセンシャルワーカーの確保、地方への女性の定着等について提言を行った。

三 子ども・若者、経済的困難者等への支援

貧困対策の拡充、身寄りのない要支援者を対象とする福祉の在り方、若者の孤独・孤立対策及び若者支援の充実、子どもの自殺対策等について提言を行った。

四 障がい者の障壁の解消

障害者権利条約との調和に向けた対応、インクルーシブ教育の推進、優生思想を払拭するための対応、聴覚障がい者の情報保障等について提言を行った。